

令和6年度

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の手引き (保育人材確保対策貸付事業)

募集開始

令和6年4月1日から

【申請を検討されている方へ】

この制度は、貸付対象者の要件を満たす方に保育料の一部をお貸しする制度(借りるもの)です。お祝金のように差し上げるものではありません。保育士として勤務している間は、返還が猶予されますが、2年間の間に退職した場合や、週20時間以上勤務できなくなった場合も、原則、全額返還しなければいけないことをご理解の上、お申し込みください。

なお、提出された書類は、貸付審査会で審査を行い、審査に通った方にのみ貸付されます。

令和6年4月

※手引きの内容や様式は、予告なく変更する可能性がありますので、
ホームページに掲載の最新版の手引きを参照してください。

公益社団法人兵庫県保育協会 保育人材確保対策貸付事業担当

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1

兵庫県福祉センター内 5階

TEL : 078-200-4566 (月～金 9:00～16:30)

E-mail : kashituke@hyogo-hoikukyokai.or.jp

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 貸付事業の概要 | 1 |
| 2. 申請から貸付までの流れ | 2 |
| 3. 貸付の申請と提出書類について | 3 |
| 4. 貸付決定後の手続きについて | 5 |
| 5. 交付後（猶予期間中）の手続きについて | 7 |
| 6. 返還免除申請について | 8 |
| 7. 返還について | 9 |
| 8. よくある質問 | 10 |
| 申請書類チェックリスト | 13 |

【用語の説明】

- ①貸付とは・・・金額や利率、期間などを定め、借用証書を取って資金を貸すこと。
- ②交付とは・・・ここでいう交付とは、口座へ入金することを指します。
- ③猶予とは・・・期日を延ばすこと。
- ④免除とは・・・債務（貸しているお金）を消滅させる（なかったことにする）こと。
- ⑤借受人とは・・・貸付を受けられた方（申請者本人）のことを指します。

1. 貸付事業の概要

| | |
|---------|--|
| 借りられる人 | <p>勤務を開始した日から保育士として週 20 時間以上勤務することが必要です。(雇用保険に加入されていること。)</p> <p>① 県内(神戸市を除く)「保育所等」に新たに雇用され、勤務を始める人</p> <p>② 県内(神戸市を除く)「保育所等」に既に雇用されている人であって、産後休暇又は育児休業から復帰される人</p> |
| 借りられる額 | <p>保育料(「保育所等」の保育料に限ります。)の半額を借りられます。</p> <p>ただし、借受人1人につき月額2万7千円を上限とし、貸付の対象とできる期間は勤務を開始した月から起算して最大1年間です(無利子)。</p> <p>注) 子どもが2人以上同時に入園した場合、保育料を合算して借入金額を計算することはできますが、借りられる額は1ヶ月2万7千円が上限となります。</p> |
| 借りる際の条件 | <p>1. 「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。</p> <p>① 認可保育所</p> <p>② 認定こども園(全ての類型を含みます。)</p> <p>③ 幼稚園(預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります)</p> <p>④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業</p> <p>⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業</p> <p>⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設</p> <p>⑦ 認可外保育施設(市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。)</p> <p>⑧ 企業主導型保育事業</p> <p>2. 復職に伴いに子どもを入所等させた場合が対象です。復職と関係なく、復職前から保育所等に預けていた場合は対象となりません(※1)。</p> <p>3. 週20時間以上勤務すること。(雇用保険に加入され、週20時間以上勤務することが確保されていること。)</p> <p>4. 国内に住民登録のある連帯保証人(原則20歳以上65歳未満で資力のある方)を立てれること。</p> |
| 申請期間 | 就職・復職日から4か月以内に勤務先施設を通じて申し込みください。 |
| 返還免除 | <p>全額免除が受けられる場合</p> <p>県内の保育所等で、2年間継続して保育に従事した場合(※2)</p> |
| 返還 | 自己都合による退職や心身の故障(業務に起因するものを除く)により業務継続の見込みが無くなった場合や、県外の保育所等に勤務した場合などには、貸付契約が解除され、原則、 <u>全額貸付金の返還が必要</u> となります。 |

※1 月の途中で復職を予定している場合に、当該月の初日から子どもを保育所に通わせている場合など、復職に伴う入所と判断できる場合には、貸付を受けられます。

また、保育士以外の業種で就業していた際に既に子どもを保育所に通わせている場合も、貸付けを受けられます。(別途別業種での就業状況について証明書類の提出が必要。)

※2 勤務している法人内の人事異動等により、借受人の意思によらず兵庫県外で勤務することとなった場合には、兵庫県外で勤務した期間も2年間の計算に算入できます。

また、借受人が退職した場合であっても、退職後直ち(概ね1ヶ月以内)に県内の他の保育所で勤務する場合には継続して勤務しているものと見なします。そのほか、傷病による休職等やむを得ない事由で業務に従事できない期間が生じる場合(業務継続不能で復帰の見込みが無い場合を除きます。)にも、引き続き勤務しているとみなしますので、直ちに貸付金を返還する必要はありませんが、休職等している期間は2年間の計算には算入できません。

2. 申請から貸付までの流れ

募集開始について周知

※兵庫県保育協会（以下「県保育協会」）ホームページに掲載。

※手引き等の送付が必要な施設は、ホームページより資料請求を行ってください。

申請者は貸付決定後、②～④の書類提出が必要です。

① 就職（復職）後 4 か月以内に勤務先施設を通じて申請を行う。

※4 か月を過ぎた場合や申請書類がすべて揃っていない場合は、受付できません。（※入所保留の場合除く）



貸付審査会の実施

審査により貸付が決定した場合、決定通知書の通知（兵庫県保育協会から勤務先へ送付）

※審査結果通知の時期については、書類の到着日によって変わります。兵庫県保育協会のホームページに申請書類の処理状況について掲載しています。



② 借用証書等の提出（勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ）



③ 保育料変更届または実績報告の提出

※貸付決定額と変更がある場合は、貸付額変更の手続きを取ります。



申請者の口座へ貸付金の交付

※交付時期は、7月、10月、3月のいずれかの月です。

※交付後に保育料の変更（還付）があった場合は、保育料の変更が分かる書類の写しと保育料変更届（様式18）を提出してください。



業務従事の確認（2年間継続して保育士業務に従事）

毎年10月及び4月に就業先へ就業状況を確認します。保育士業務に従事している間は貸付の返還が猶予されます。保育士業務に従事していない場合は、貸付金の返還が必要です。



④ 完了届・業務従事期間証明書の提出（勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ）



返還免除について通知

※各種申請書類等は勤務先の証明が必要ですので、勤務先施設を通じて県保育協会へ提出してください。

3. 貸付の申請と提出書類について

- ・未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付（以下、保育料の一部貸付という。）を希望する場合は、連帯保証人（原則 20 歳以上 65 歳未満の資力のある方）予定者を立てて、下記書類を準備し、**就職・復職日から 4 か月以内**に勤務先施設を通じてお申し込みください。
- ・提出された書類は、勤務先でお取りまとめのうえ、申請期日以内に県保育協会へ提出してください。
- ・申請期日を過ぎた場合の受付は致しかねますので、ご注意ください。
- ・申請内容に不備がある場合や不足書類がある場合は、申請を受理できていません。**期日以内に申請内容の修正等が完了しない場合は、申請は無効になりますので、ご注意ください。**
- ・申請書等は、県保育協会ホームページからダウンロードしていただくか、ホームページより資料請求してください。

■下記の書類を準備し、勤務先施設を通じて兵庫県保育協会に提出してください。

※下記の他に、県保育協会会長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

| 提出書類 | 様式等 | 添付書類・留意事項 |
|--|----------|---|
| ① 貸付申請書 | 様式 1 - 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者ご本人が自筆で記入してください。連帯保証人の欄は連帯保証人予定者を記入すること。 ・連帯保証人は、審査会後に印鑑証明書の提出が必要です。（国内に住民登録がある方に限る） |
| ② 入所決定（内定）・入所承諾書・利用調整結果通知書の写し ※支給認定証の写しではありません。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・就職または復職と同時期に入所させた場合のみ対象です。 ※保育所の利用を申し込みしたが「空きがない、申込が終了している」場合で、状況が確認できる書類が届いている場合は、子どもが入所できた時点から申し込み可。その場合は、入所保留通知の写しを提出すること。 ・入所決定通知がない場合は、在園証明書（子どもの入園日が記載されたもの）を入所している園で発行してもらってください。 |
| ③ 保育料決定通知書（利用者負担額決定書）等の写し | | <p>令和 6 年度発行分</p> <p>※申請日や貸付決定までに保育料の変更に係る通知が市町から届いた場合は、保育料の変更が分かる通知のコピーも送付ください。</p> |
| ④ 雇用契約書または辞令の写し | | 産休育休から復帰する <u>場合</u> で、辞令が手元にない場合は、⑤就職・復帰証明書で代用可。 |
| ⑤ 就職・復帰証明書 | 参考様式④ | 週 20 時間以上就業していることが確認でき、雇用保険に加入していることが確認できること。 |
| ⑥ 住民票 | | マイナンバーの記載のないもので、 <u>世帯全員が記載されたもの</u> 。申請日より前 3 か月以内に発行されたもの。（写し可） |
| ⑦ 保育士証の写し | | <ul style="list-style-type: none"> ・旧姓の場合は必ず変更手続きを行ってください。変更手続きを行っていない場合は、書類を受理できません。 ・変更手続き中の場合は、「変更手続き中」と記載の上、旧姓の保育士証を提出ください。後日新しい保育士証が届きましたらコピーを提出ください。 |

| | | |
|---|--|--|
| | | <u>新姓の保育士証の提出があるまで貸付金の交付はできません。</u> |
| ⑧ 児童育成協会 HP に掲載の施設情報の写し、市町の HP に掲載の施設情報の写し等 | | ※企業主導型保育事業、市町村の認可を受けた小規模保育所・事業所内保育事業・家庭的保育事業で勤務及び子どもを預けている者は提出すること。※児童育成協会 HP の URL 等で確認ください。 https://www.kigyounaihoiku.jp/report/nursery |

<貸付金額及び期間>

未就学児の保育料の月額半額（上限：27,000 円）で、就職または復職した月から**最大 1 年間（12 か月分）**です。

- ① 貸付利子は無利子です。
- ② 保育料とは市町が発行する保育料決定通知書（利用者負担額決定通知）に記載の額です。
- ③ 未就学児の預け先は、1 頁【貸付事業の概要の借りる際の条件 1. に記載の①～④、⑥～⑧】が対象です。認可外保育施設は対象外です。
- ④ 貸付期間内（12 か月の間）に保育料無償化の対象年齢及びクラスに該当する場合は、該当する月までが対象です。
- ⑤ 貸付期間内に保育料の還付等が発生した場合には、保育料の月額から還付分を差し引いた額の半額が貸付額となります。
- ⑥ 貸付期間内（12 か月の間）に産休・育児休暇を取得した場合は、その期間分は貸付対象外となり、場合によっては返金が必要です。
- ⑦ 貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、その都度貸付金額が変更となります。

<連帯保証人について>

連帯保証人は、独立して生計を営む原則 20 歳以上 65 歳未満の方で、国内に住民登録がある方にしてください。

<申請書類作成上の注意点>

- ① 申請者をご自身で記入してください。連帯保証人欄は連帯保証人予定者を申請者が記入してください。
- ② 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ③ 消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。
- ④ 申請内容は、正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。
- ⑤ 申請書類に記入漏れがある場合には貸付けの可否を判断することができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。記入漏れがある場合は、申請書類は受理できていません。期日内に申請内容の修正等が完了しない場合は、申請は無効になります。
- ⑥ 連帯保証人は、貸付決定後に印鑑証明書を提出していただきますので、印鑑登録を既にお済みの方もしくは、貸付決定までに印鑑登録をお済ませください。

申請書類等に不備、不足がない場合は、特に連絡はしません。審査結果の通知をお待ちください。

申請書類の処理状況については、兵庫県保育協会の保育人材確保対策貸付事業のページに掲載しています。

提出された書類などの内容を貸付審査会において審査し、貸付が適当と認められた方に勤務先施設を通じて貸付決定通知書及び借用証書等を送付します。
申請が不承認だった場合の理由については、一切お答えできません。

貸付審査会は不定期に開催されているため審査会の結果が通知されるまでにはお時間がかかりますので予めご了承ください。

4. 貸付決定後の手続きについて

(1) 貸付金の契約

貸付決定を受けた方は、勤務先施設を通じて配達記録が残る方法（簡易書留、特定記録郵便、レターパックライト）で下記の書類を県保育協会へ提出してください。

| 提出書類 | 様式等 | 添付書類・留意事項 |
|-------------------|-----|--|
| ① 誓約書 | 様式2 | |
| ② 借用証書 | 様式4 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の印鑑は<u>シヤチハタ不可</u>。 ・申請者及び連帯保証人はそれぞれ自署のこと。 ・連帯保証人は印鑑登録している実印をご捺印のこと。 ・収入印紙を所定欄に貼り、消印をすること。 (1万円以上10万円未満：200円、10万円以上：400円) |
| ③ 振込口座の通帳の写し | | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請者の名義</u>に限ります。 ・金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義（フリガナ記載）がわかるコピーを提出してください。 ・ネット銀行（イオン銀行、楽天銀行等）は対応できません。 |
| ④ 振込口座申込・変更届 | 様式7 | |
| ⑤ 連帯保証人の印鑑証明書（原本） | | 3か月以内に発行したもの |

申請時に旧姓の保育士証を提出していた方は、新姓の保育士証を提出してください。新姓の保育士証の確認が取れるまで、交付手続きを行うことができません。

提出書類に不備がなければ、特に連絡はしません。6頁（2）保育料変更届及び実績報告を参照のうえ、書類を提出ください。

(2) 保育料変更届及び実績報告

- ・貸付期間内に保育料の変更通知が市町等から届いた場合は、貸付額が変更になります。市町等からの通知が届き次第、1か月以内に下記書類を提出してください。
- ・市町等から保育料の変更通知が届かなかった場合も、送金額を確定させるため、保育料実績報告書の提出が必要です。貸付期間最終月が経過後1か月以内に下記書類を提出してください。

| 状 況 | 保育料の変更があった場合 | 保育料の変更がなかった場合 |
|------|--|--|
| 提出書類 | ① 保育料変更届 (様式 18) ② 変更後の利用者負担額 (保育料) 決定通知書等の写し | ① 保育料実績額報告書 (様式 18・別紙) ※申請時に年度途中までの保育料が記載されていない利用者負担額決定通知書を提出した場合、新たに送られてきた利用者負担額決定通知の写しも提出が必要です。 ※企業主導型保育事業書に預けている場合は、領収書の写し等が必要です。 |
| 提出期限 | 市町等から通知後1か月以内 | 貸付期間最終月が経過後1か月以内 |
| その他 | 変更決定通知書を発行し、借用証書を契約し直します。 | 不備がない場合は、特に連絡しません。交付の通知をお待ちください。 |

(3) 貸付金の交付 (送金)

- ・貸付金は、貸付期間の貸付額が確定次第、一括で交付します。交付月は7、10月又は3月のいずれかの月です。手続きが間に合わなかった場合は、次回の交付月に交付します。
- ・交付後に保育料の変更 (還付) があった場合は、返還または追加交付の手続きが必要です。
- ・同時期に貸付決定を行った貸与者の送金をまとめて行っているため、振込時期に関する個別の依頼には対応できません。

(4) 貸付の休止

貸付期間内に休職した場合は、休職した日の翌月から復職した日の属する月まで、貸付を休止します。届け出の提出が遅く、休職していたことが、後から分かった場合には、既に交付した貸付金を返金していただきます。

5. 交付後（猶予期間中）の手続きについて

貸付金の交付後は返還を免除されるか、返還を完了するまでの期間に該当する事実が発生した場合には、1か月以内に下記書類を兵庫県保育協会まで提出してください。

| 事項 | 提出書類 |
|---------------------------------------|--|
| 貸付の対象期間中に保育料に変更が生じたとき | <ul style="list-style-type: none"> ■保育料変更届（様式18） ■保育料の変更を証する書類の写し |
| 借受人・連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき | <ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名等変更届（様式6） |
| 振込口座を変更するとき | <ul style="list-style-type: none"> ■振込口座申込・変更届（様式7） ■通帳のコピー |
| 借受人が休職（産休・育児休業も含む）するとき | <ul style="list-style-type: none"> ■保育所等退職等届（様式14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） |
| 休職（産休・育児休業も含む）していた借受人が復職したとき | <ul style="list-style-type: none"> ■保育所等復職届（様式15） |
| 貸付を辞退（勤務先を自己都合で退職等）するとき | <ul style="list-style-type: none"> ■貸付辞退申出書（様式13） <p>借り受けた貸付金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、9頁を参照ください。</p> |
| 業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなった時 | <ul style="list-style-type: none"> ■返還免除申請書（様式22） ■事実を証明する書類の写し |
| 借受人が退職・死亡・休職したとき | <ul style="list-style-type: none"> ■保育所等退職等届（様式14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） <p>注) 借入金の返還を要する場合には、返還計画書や裁量免除申請書を併せて提出してください。</p> |
| 借受人が勤務先を変更したとき | <ul style="list-style-type: none"> ■勤務先等変更届（様式16） ■保育所等退職等届（様式14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） ■就職・復帰証明書（参考様式④） ■新たな勤務先での雇用通知書または辞令の写し |

猶予期間中（返還を延長している期間）は、4月と10月に就業先へ在籍確認を行います。在籍確認の結果、報告がなく退職していた場合は、貸付金を全額返還していただきます。

6. 返還免除申請について

- ・借入後、2年間引き続き兵庫県内の保育所等において保育士業務に従事した場合は、返還について免除申請を行うことができます。
- ・借入から2年間が経過した時点で、勤務先に下記書類を郵送しますので、勤務先を通じて期日までに提出してください。

■下記書類を勤務先を通じて県保育協会へ提出してください。

| 提出書類 | 備考 |
|--------------------|---|
| ① 完了届（様式 16-9） | 2年間の業務が完了したことを報告するもの |
| ② 業務従事期間証明書（参考様式③） | <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤（パート）の場合、月に80時間以上勤務できているか確認するもの。 ・常勤の場合、月16日以上勤務できているか確認するもの。 従事先代表者の署名・捺印が必要。 |

免除が決定した場合は、返還免除通知書・借用証書・印鑑証明書を送付します。

〈従事期間の算出について〉

- ・出産休暇、育児休暇の期間、災害等やむを得ない事由で就業できない期間中は、引き続き業務に従事しているとみなします。ただし、全額免除に該当する場合の2年間の業務従事期間には算入しません。
- ・返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続（※）していることが必要です。
※月を単位として継続している必要があり、退職翌月に対象となる勤務先に就職すれば連続しているとみなしますが、就職が翌々月以降になった場合には、返還が必要となります。
- ・兵庫県内の保育所等に就職後、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外の従事先施設で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間を業務従事期間に算入することができます。

〈裁量免除について〉

- ・保育士として1年以上勤務したが、特別な事情により退職せざるを得なかった場合は、審査会において審査し、適当と認められた場合、同審査会で認められた金額が免除されます。
- ・本人の責による事由により免職された場合や、恣意的に自己都合で退職した場合は、適用できません。

■退職後1か月以内に下記書類を提出してください。

| 提出書類 | 備考 |
|-------------------------|--|
| ① 返還免除申請書（裁量免除分）（様式 21） | |
| ② 業務従事期間証明書（参考様式③） | 月に80時間以上勤務できているか確認するもの。 従事先代表者の署名・捺印が必要。 |
| ③ 事実を証する書類 | 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要） 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要） |

申請内容が承認された場合は、返還免除通知及び返還に係る通知を送付します。

7. 返還について

何等かの事情で勤務先施設を退職し、その後すみやかに保育士等として保育業務に就業しなかった場合は、貸し付けた保育料の一部貸付を全額返還していただく必要があります。

■下記の書類をご自身で県保育協会に提出してください。

| 提出書類 | 備考 |
|--------------------|--------------------------------------|
| ① 保育所等退職等届（様式 14） | 退職日及び退職理由について確認するもの |
| ② 返還計画書（様式 19） | 返還方法等について確認するもの。 ※下記『返還に係る留意事項』参照 |
| ③ 業務従事期間証明書（参考様式③） | 就業期間を確認するもの。 勤務先代表者の署名・捺印が必要。 |

返還計画書の内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて返還先等について通知します。

〈返還に係る留意事項〉

- ・返還の開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から開始します。返還期間は、1年間（12か月）に返還しなければなりません。
- ・返還方法は、一括又は半年賦、月賦の均等払い方式で指定口座への払い込み、または口座振替となります。ただし、虚偽または不正な方法で貸付を受けた場合や退職した事実を報告していなかった場合には、一括返還となります。
また、返還額が、5万円未満の場合は、月賦の支払い方法は選択できません。
- ・分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は初回の返還額に加算若しくは減額することとします。
- ・口座振替の実施日及び払込期日については毎月27日とします。なお、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。半年賦の場合の口座振替月は、1月と7月です。
- ・残高不足等により返還が出来なかった場合は、振込口座を記した書面を送付しますので、到着後14日以内に返還してください。
- ・貸付を受けた者が返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

8. よくある質問

| 質問内容 | 回答 |
|--|--|
| Q1 正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。 | 週 20 時間以上勤務している人が対象となりますので、正規、非正規などの雇用形態は問いません。 |
| Q2 週 20 時間以上とはどういうことですか。 | 休暇等を含めて、年間の勤務自体が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。例えば、5 時間勤務であれば 4 日以上、4 時間勤務なら 5 日以上など、月の出勤日数や 1 日の労働時間数に制限がありませんが、実態として週 20 時間以上が確保されていることが必要です。また、雇用保険に加入されていることが必要です。※雇用保険は、週 20 時間以上働く場合に必ず事業主（勤務先）が加入手続きをしなければいけないもので、退職した際に失業給付を受けられるための制度です。 |
| Q3 保育料の一部貸付と就職準備金は同時に申請できますか。 | 双方の貸付の条件を満たしていれば、同時に申請可能です。ただし、期日内に申請してください。 |
| Q4 保育料とは具体的に何を指しますか。 | 各市町が発行する「保育料決定通知書」や「利用者負担額決定書」に記載の額になります。 企業主導型保育事業等、直接契約の場合は、契約書に記載されている額となります。 |
| Q5 子どもが幼稚園に通っているのですが、貸付の対象になりますか。 | 預かり保育を常時実施している園または、認定こども園に移行予定の園が対象になります。 幼稚園の場合は、給食代や送迎代などは対象にはならず、保育料の部分のみの対象となります。 |
| Q6 子どもの預け先はどこが対象ですか。 | 認可保育所、認定こども園（全ての類型）、幼稚園（常時預かり保育を実施）、市町村の認可を受けた小規模保育所・事業所内保育事業・家庭的保育事業、認可外保育施設のうち宝塚市の「指定保育所」、川西市の「地域保育園」、児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業が当てはまります。企業主導型保育事業の助成を受けていない、認可外保育施設は対象外です。 |
| Q7 就職先や子どもの預け入れ先の企業主導型保育所が対象になるかどのようにしたら分かりますか。 | 公益社団法人児童育成協会のホームページ（ https://www.kigyounaihoiku.jp/ ）から検索が可能です。掲載されていない施設につきましては、各施設の施設長等にご自身で確認を取ってください。確認が取れない場合は申請いただけませんので、ご注意ください。 |
| Q8 神戸市に住んでいて、子どもは神戸市の保育園に入所し、就業先は、明石市内の園の場合、兵庫県保育協会に申請したらいいですか。 | はい、兵庫県保育協会へ申請してください。神戸市内の園に就職される場合は、神戸市私立保育園連盟（TEL：078-361-3889）へお問合せください。 |
| Q9 子どもが 2 人（複数）いて、上の子どもは前から保育園に預けていて、今回 2 人目を預けます。その場合保育料の申請ができるのは、2 人目だけですか。 | そのとおりです。復帰とともに預けた子どもの保育料が対象になります。 |
| Q10 復帰とともに第 1 子は保育所に預けているが、第 2 子はまだ小さいので身内や一時預かりを利用し、数か月先に入園させようと考えています。どのように申請したらいいですか。 | 保育所を利用してる第 1 子の保育料の申請は可能ですが、保育所を利用していない第 2 子が数か月後に利用する保育料の申請はできません。ただし、保育所の利用を申し込んでも「空きがない」など定数上の理由から、利用が困難な場合で市町が発行する保育所利用不承認の通知が届いている場合は、ご相談ください。 |
| Q11 月半ばで産休明けで復帰するが、申請する月はいつからしたらいいですか。 | 就職・復帰した月分から申請してください。 |
| Q12 貸付途中で保育料が変更となった場合、 | はい、変更になります。保育料変更が分かる書類（市 |


| | |
|---|--|
| 貸付額は変更されますか。 | 町が発行した利用者負担額決定通知等)と保育料変更届(様式18)を1か月以内に送付してください。 |
| Q13 保育料の決定通知書が2通届きました。どの様に申請書に記載したら良いか。(例:4月の1か月分と5月以降等) | 保育料を記入する欄に、上段に4月の1か月分下段に5月以降の保育料を記入してください。 |
| Q14 保育士証の氏名が結婚したため変わりましたが、まだ手元に新しい保育士証が届いていません。どうしたら良いか。 | 申請段階で、新姓の保育士証が手元にない場合は、旧姓の保育士証のコピーを提出していただき、旧姓の保育士証の空白部分に「申請中」と記載してください。必ず申請手続きを行ってください。 新姓の保育士証が届き次第コピーを提出してください。 確認が取れるまで貸付金の交付はできません。 |
| Q15 市から届いた利用者負担額決定書(保育料の変更通知)には、8月分までしか記載がありません。8月分までを記入して申請したらいいですか。 | いいえ。8月分までの記載しかなかったとしても、借入希望期間(最大12箇月)を概算で計算して記入してください。 9月以降の利用者負担額決定通知書が届き次第、保育料変更届(様式18)を提出してください。 |
| Q16 貸付金の振込先を申請者以外にしたいのですが、可能ですか。 | 貸付金の振込先は、申請者(ご本人)の口座とさせていただきます。口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただき、手続きを行ってください。 なお、イオン銀行やセブン銀行等実店舗のないネット銀行の口座は取扱いできません。 |
| Q17 借用証書に貼る収入印紙はどこで購入できますか。 | 郵便局の窓口や、コンビニエンスストアで購入できます。コンビニエンスストアで、200円の収入印紙しか取扱いがない店舗の場合は、200円の収入印紙を複数枚購入するなどして対応してください。 |
| Q18 保育料の一部貸付の入金はいつですか。 | 交付(口座への入金)は、貸付決定期間の保育料が確定してからになります。 貸付額の決定には、保育料変更届及び利用者負担額決定通知のコピーの提出が必要です。提出がない場合は、交付手続きを行うことができませんのでご注意ください。 |
| Q19 就職・復職してから1年の間に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。 | この貸付制度は原則として、就職または復帰後2年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 なお、保育料の貸付金額が変わるので借用証書の変更手続きが必要になります。速やかに県保育協会へご連絡ください。 また、産休・育児休業期間の保育料は貸付できませんので、交付後に休業を取得したことが判明した場合は、多く交付している貸付金を返金していただく必要があります。 |
| Q20 就職・復職してから1年経過後2年の間に産休・育休を取得することになりました。どうしたらよいですか。 | この貸付制度は原則として、就職または復帰後2年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 万が一、貸付猶予期間中に産休・育児休業を取得することになった場合、速やかに県保育協会へご連絡のうえ、保育所等退職等届及び業務従事期間証明書を提出してください。 また、産休・育児休業から復帰された場合は、保育所等復職届を提出してください。 |

| | |
|---|---|
| | <p>なお、産休・育児休業期間は業務従事期間に含めることができませんので、免除の期間が延長されます。 産休中に退職した場合は、全額返還が必要です。</p> |
| Q21 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。 | <p>転職は可能です。ただし、引き続き2年間保育士としての業務に従事する必要がありますので、1か月以内に貸付対象となる別の保育所等に転職していることが条件となります。</p> <p>なお、貸付対象外の施設に転職した場合は、全額返還となります。</p> |
| Q22 貸付を受けた後に、1年3ヶ月働いて自己都合で就業先を退職しました。その後保育士としては就業していません。その場合は、貸付を受けたお金は返還しなければいけませんか。 | <p>全額免除になる条件は、2年間継続して保育士としての業務に従事することですので、2年の期間を全うせずに退職した場合は、貸し付けている全額を返還していただく必要があります。</p> <p>なお、退職したことを兵庫県保育協会へ報告していない場合や、必要書類を提出していない場合は、一括で返還していただきます。</p> <p>また、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。</p> |
| Q23 週に20時間以上勤務できていない場合はどうなりますか。 | <p>園のシフトの都合や、お子様の急病等で1か月程度週に20時間以上（月80時間以上）を満たしていない場合は、業務従事期間を1か月延長することで対応しますが、連続して何か月にも渡り週に20時間以上（月80時間以上）を満たしていない場合には、貸付対象者の要件には当てはまりませんので、審査会で審査を行い、場合によっては全額返還していただくことになります。</p> |
| Q24 申請時は週20時間以上で雇用契約を結んでいましたが、2年目更新した際に週20時間以上の勤務が出来なくなった場合はどうなりますか。 | <p>この事業は、継続して2年間、週20時間以上勤務してもらうことを要件としていますので、2年目に更新した段階で要件を満たさなくなった場合は、契約は解除され、満たしていない期間の貸付額を返還してもらうことになります。</p> |
| Q25 就職・復職して貸付を受けている間に第二子を妊娠したため退職した場合はどうなりますか。 | <p>現在就業している施設を退職した場合は、理由が妊娠したためであっても、その後保育士として就業することが確約できないため、全額返還してもらうことになります。ただし、現在就業している施設に在籍した状態で産休・育児休業を取得する場合は、産休・育児休業期間明けに保育士として就業することが見込めるため、その期間の返還を猶予することができます。</p> <p>なお、1年以上就業した場合で、雇用条件の関係で産休・育児休業が取得できない場合は、ご相談ください。</p> |
| Q26 以前、この制度を利用し第一子の保育料の一部貸付を受けていました。今回第二子の復帰に当たり、この制度を利用することはできますか。 | <p>はい、復帰と同時に第二子が保育所等に入所した場合は、利用可能です。</p> |
| Q27 借用証書等の書類を提出しましたが、振込がありません。いつ振り込まれるのでしょうか。 | <p>6頁に記載のとおり、保育料変更届または保育料実績額報告書の提出がない限り、お振込みの手続きに入ることにはできません。保育料変更届または保育料実績額報告書を提出ください。</p> |

【申請書類チェックリスト】

| 提出書類 | 確認事項 |
|--|--|
| 貸付申請書 | <input type="checkbox"/> 申請者が自筆で署名しているか <input type="checkbox"/> 貸付希望額（月額）は保育料の半額（27,000円以内）となっているか <input type="checkbox"/> 貸付希望期間は勤務開始日から1年（12か月）以内か <input type="checkbox"/> 連帯保証人が署名しているか（自署のこと） <input type="checkbox"/> 勤務先の証明が漏れていないか |
| 入所決定（内定）・入所承諾書・利用調整結果通知書の写し | <input type="checkbox"/> 入所日は、就職・復帰日と1か月以上のズレがないか <input type="checkbox"/> 保育の実施期間が記載されているか <input type="checkbox"/> 子どもの入所先が記載されているか ※ 入所決定通知がない場合は、入所している園から在園証明書（子どもの入園日、申請時点で在園していることを証明し、公印押印）を提出 |
| 保育料決定通知書（利用者負担額決定通知書）等の写し | <input type="checkbox"/> 申込者の子どもの保育料を証明するもの（子どもの名前または親の名前保育料が記載されているもの）で、月額の保育料が記載されているか ※ 保育料が変更された場合は変更前と変更後の2通を提出 ※ 企業主導型保育事業所の場合は、保育料が記載された利用契約書の写し |
| 雇用契約書または辞令 （辞令がない場合は勤務先施設が証明する書類等で代用） | 【雇用契約書】 <input type="checkbox"/> 申請した年度に契約を交わしたのか ※ 産休・育休から復帰する場合は、「就職・復帰証明書」で代用可。 |
| 就職・復帰証明書 | <input type="checkbox"/> 週に20時間以上勤務していることが証明されているか <input type="checkbox"/> 雇用保険に加入しているか <input type="checkbox"/> 勤務先施設が証明しているか |
| 保育士登録証の写し | <input type="checkbox"/> 申請者の氏名と一致しているか <input type="checkbox"/> 一致していない場合は、保育士登録事務処理センターに申請しているか。 ※申請手続き中の場合で、旧姓の保育士証しか手元にない場合は、旧姓の保育士証のコピーに「申請手続き中」と記入し提出してください。後日新しい保育士証が届いたら必ずコピーを提出すること。 |
| 住民票 | <input type="checkbox"/> 発行後3か月以内のものか <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）の記載がないものか <input type="checkbox"/> 世帯全員の氏名が記載されているか |
| 児童育成協会 HP に掲載の施設情報の写し、市町の HP に掲載の施設情報の写し等 （認可・助成を受けていることが分かる書類） | （企業主導型保育事業、小規模保育所、事業所内保育事業、家庭的保育事業で勤務またはこどもを預けている場合） <input type="checkbox"/> 市町または児童育成協会のホームページで施設情報が確認できるか。 |

※最新の申請様式は、兵庫県保育協会ホームページに掲載しています。

（インターネット検索画面で「兵庫県保育協会」と検索  「保育人材確保対策貸付事業」のページに各種貸付事業の概要や様式を掲載しています。）